



去る5月14日(日)、恒例の「母の日バザー」を美原町3丁目の生活クラブ生活館にて開きました。当日は恒例の美味しい手作りお菓子や母の日のお花のブーケを、地域の多くの方が駆けつけて、たくさん買っていただく様子、盛況に終えることができました。お客様として駆けつけてくださった皆様や、ひたすらお菓子を作ってくださったお母さんたち、また、たくさんの献品もいただき、この会が地域の皆様の暖かい協力の下に続けていられていることを、事務局一同実感し、感謝するとてもよい機会となりました。本当にありがとうございました。

売り上げは、裁判支援や本の出版費用などに充てさせていただきます。また、12月にはクリスマスバザーを開催する予定です。事務局でも、今度は何を手作りしてみようか、と、楽しみにしています。是非、ご来場下さい。

## 記録集販売報告と会計報告

昨年12月に出版した記録集「産廃銀座に挑んだ住民たち」の会計報告がまとまりました。大赤字になったらどうしよう、という心配もつかの間、大変好評で、事務局の手元に残る本は10冊を切ってしまいました。お求めの場合は、お早めに事務局までご連絡下さい。黒字まであと一歩!

★「産廃銀座に挑んだ住民たち」会計報告 2006.7.16 現在

収入		支出	
本販売(470冊)	916,560	合同出版(530冊)	940,950
CD販売(25枚)	41,200	CD制作費(50枚)	8,000
カンパ (大森・藤野・澤井・森・中島・藤田)	64,475	送料(贈呈分含)	17,400
		申請人連絡用葉書・切手	60,500
慰労会残金	3,900	事務経費	10,150
合計	1,034,135	合計	1,037,000

\* 残高=-2865円

\* 本の在庫はまだあるので、赤字はなくなる見込み。その後の収入は「守る会」会計へ繰り入れる。

\* 贈呈は、本：34冊、CD：23枚



◆ 編集・発行所  
埼玉西部 土と水をまもる会

発行人;事務局代表・前田 俊宣

〒359-0041 埼玉県所沢市中新井5-1-3-201

TEL:04-2943-0295

E-mail HZE03164@nifty.ne.jp

URL <http://www3.airnet.ne.jp/dioxin/>

郵便振替 00530-0-40224 「埼玉西部 土と水をまもる会」

## 石坂産業(株)拡張計画 反対署名1253名分を提出!

以前から報告してきましたが、くぬぎ山の「石坂産業(株)」が従前の施設を拡張、新たに総計1000t/日を超える産廃処理施設を設置する計画を申請しています。

この施設設置計画は、「くぬぎ山自然再生事業」計画地内にあります。事業の主旨である「くぬぎ山をかつての武蔵野の緑豊かな平地林の姿に蘇らせること」、「産廃施設の移転誘導を図る」ことに真っ向から逆行しています。

私たちは、この計画に対し、1)くぬぎ山自然再生事業に逆行する、2)周辺は優良農地であり、これまでも産廃施設による被害を被ってきたこと、3)周辺住民に対する説明が不十分である点、4)アスベストや重金属等様々な有害化学物質飛散の危険、5)当該事業者について許可の取消を求める裁判が進行中である点、等を理由とする、周辺住民の反対署名1253名分を、埼玉県、県の都市計画審議会、所沢市、三芳町に提出しました。署名にご協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。

この計画は大規模ごみ処理施設設置の計画であるため、産業廃棄物の許可の他に、建築基準法51条但し書き許可も必要とされます。このため、県の「都市計画審議会」において、都市計画上の支障がないかどうかについての審議に付されることになっています。この審議会は7月20日に予定されており、私たちは、本件は都市計画上支障がないとは、到底言えない、と審議会に対し、意見を提出しました。

所沢市は、この計画に対して、「環境に影響を及ぼすおそれがある」と指摘し狭山市は、「くぬぎ山再生事業計画地内における産廃処理施設増設は好ましくない」と指摘しています。



この件は6月県議会でも取り上げられ、上田知事は、議会での答弁で、これらの指摘には全く触れず、「改善であるからいいのだ」と答えるのみでした。しかし、知事本人が現地を確認することもなく、申請添付書類からも、業者の称する「改善」が大幅な拡張であることは明白である事実を無視した、大変不誠実な答弁だったと感じています。

大変厳しい状況の中、7月20日には、この件を審議する都市計画審議会が開催される予定です。直近の農家の方々も反対し、様々な要望活動を行っています。くぬぎ山自然再生協議会の会長・副会長からも、この計画はくぬぎ山自然再生事業に逆行する、という指摘がされています。私たちも、このような計画が許可されてしまうことのないよう、最後まで働きかけを続けていきたいと考えています。

## 石坂産業(株)裁判報告

拡張計画を進める石坂産業(株)ですが、現在の許可についての違法を訴える裁判も、証人尋問手続きを終え、いよいよ、結審を迎えました。判決は9月27日、104号法廷で言渡されます。この裁判が、石坂の拡張の歯止めとなることを願いつつ、判決の日を迎えたいと思います。

## 新明ゴミ山火災裁判傍聴記

今回は、新明ゴミ山火災裁判に控訴審準備の段階から積極的に関わってくださっている、環境社会学の研究者でもある、定松淳さんより報告してもらいます。



この日、5月24日の法廷は11時30分から行われました。これまでもまして、あっという間に終わりました。今更言うまでもないことですが、裁判というのは長く待たされては、ほとんど進まないものですね。少し前からずっと論点になっているのは、ゴミ山火災における、①産廃業者と②埼玉県の責任については検討してゆくこととした上で、③排出事業者の責任を裁判の中で扱うかどうか、ということでした。本質的には③の責任も小さくないはずですが、現在の法制度の中では③の責任を問いくいは事実です。この日、裁判長は③について、「取り下げをお勧めしますけどね」とはっきり言いました。これに対して弁護団はあくまで争う、という旨を述べました。裁判官たちは、すこし呆れたような感じだったでしょうか。少しやり取りがあって、それでこの日は終わりでした。12時を回っていませんでした。

その後はいつものように法廷脇の控室で、弁護団と守る会のメンバーとで少しミーティングをしました。「裁判官の発言は(③排出事業者については)取り下げた方が、裁判の進行に

とても勉強になりました。

今回は、現在も所沢で唯一、焼却を続行している、所沢インター出口すぐにある、ヤマ商物産へ見学に行きました。ヤマ商では、相変わらずの焼却で、ますます、元気に、うーん。開き直っていました。

ごみはごみなんだから、分けろって言われたって。。。などと、プラスチックの分別をますますしなくなってるようでしたし、バッテリーをたくさん積んだ車が搬入にきて、「断れない」と受け入れていました。以前はもう少し操業に気をつけていたのではないかと思います。住民の監視が必要だということ、改めて実感しました。これから、産廃ツアーの際には、必ず、廻ることにしよう、と思います。

ヤマ商からすぐ近くの「岩本土木」(所沢の市場隣の産廃ゴミ山)では、県の措置命令による、撤去作業が終了していました。ごみを1/3程残し、土をかぶせた状態で、放置されていました。このまま経過観察状態に入っているようです。経過観察といいながら、そのまま放置されるのです。

ここでは、硫化水素などの「有毒ガス」の発生が問題になっていましたが、ガス抜きが管がささっており、フィルターなどの措置がとられているのか、廃水処理はどうなっているのか、など、疑問はつきません。最終処分場よりひどい状態で「経過観察」とは。

くぬぎ山では、石坂産業の脇の公道を通ると、監視員がかけつけ、2,3人がついて回ります。石坂は施設周辺のくぬぎ山自然再生事業計画地内の林を買い入れたり借りたりして、花木園と称し、囲いをつけ、誰も入れない

ように整備しています。現在は第22花木園までできてしまいました。林の中に木屑破砕チップや赤茶けたがれき屑を大量に敷きこみ(これは投棄ではないか。。。)、異様な姿です。鳥も虫も生き物の姿は見えません。公道を通っているだけで、全て私物ですからカメラを出さないでください、写真を撮らないで下さい、と大きな声で威嚇されました。林も「私物」だそうで、花木園も写真を撮ってはならないそうです。あまりの態度は何の権利があって、公道を通っている人にそんなことを言うのか、と言いましたが、あきれるばかりです。

くぬぎ山内にさらに足をすすめると、「日榮興産」が敷地を拡張して、塀を高くし、ごみを積み上げている様子が見えます。向かいにはアーバンリサイクル。ダイオキシンの基準の超える土壌汚染が昨夏発覚し、原状回復をするよう指導を受けています。さらに進むと、サトーエコシステムの廃プラの山が見え、相変わらず、破砕をしており、破砕屑が散乱しているのが見えます。再三にわたって、抗議しましたが、この廃プラの山が「有価物」だそうで、埼玉県もこれを認め、操業を続けています。

このように、見回れば見回るほど、まだまだ問題が次から次へと出てくる状態です。ため息をつきつつ、今後も監視を続けたいと思っています。学生さんを始めとする若い人たちの感想も新鮮で、案内した側が、気がつかされることも多々あります。また、大勢で見回っていると、業者へのプレッシャーにもなります。盛りだくさんの「産廃ツアー」、興味のある方はぜひ、事務局まで声をおかけ下さい。

プラスになるということではないのだろうか」という質問ができました。この気持ちはよくわかります。僕自身も以前同じ質問をしたことがあります。しかし考えてみると、日本は司法取引があるわけでもなく、取り下げたからといって何も得るものはありません。取り下げたことで結論が変わるのだとしたら、そちらこそが問題ではないでしょうか。あるいは、裁判が長くなると、裁判官が変わって①産廃業者と②埼玉県についても議論の流れが変わってしまうのでしょうか。しかし、裁判官が変わって、判決が良い方になるか、悪い方になるか、それはどちらになるかわかりません。いずれにせよ、③を取り下げれば、時間の節約はできるかもしれませんが、時間を節約して効率的に何かを得るために裁判を行っているのでしょうか。責任が問にくいからといって③排出事業者が法廷に呼ばれなくてよいという理由にはならないはず。一体取り下げることは、裁判官たちが自分の仕事を減らす以外にどんなメリットがあるのでしょうか。もちろん原告側も楽になるといえば楽になります。しかし、楽を目指すなら最初から裁判などしないのが一番楽なようにも思えます。

つまり、弁護団は、あるいは「守る会」は、勝つか負けるか、といったことを超越して、正義を問おうとしているのだ、と僕は感じるようになりました。もちろん勝つことを目指して裁判を行うのだけれども、理想的とはいえない法制度の中で勝てるか負けるかはわからない、しかしできるまで義を問い続け、足跡を残そう。それは効率だ何だといったものを完全

に超越していて、今ではむしろそこに爽快なものを感じます。

僕は一審の敗訴の直後に「守る会」に入会して少しでも裁判をお手伝いしたのですが、こんなあからさまな被害を受けているのに一審では負けてしまったわけですから、最初は二審もまるで勝ち目がないように思われて、とても悲しく、お手伝いもやる気がでないような時もありました。しかし、それは裁判に勝てるかどうかという、まだまだ表面的な面でしか現実を捉えられていなかったことが今ではわかります。「勝つか負けるか」で一喜一憂するのではまだまだ腹が据わっているとは言いがたく、たとえ負けたとしても堂々としていられることこそが大事ではないか。この裁判のお手伝いを通じて、自分の中にもいつのまにか効率的、功利的な考え方が潜んでいることを教えられたように思います。この日、僕は裁判前に偶然、原告の本間峯雄さんとお話することができました。本間さんも勝つか負けるかじゃないんだ」とおっしゃっておられたのが印象的でした。

定松淳

## クリーンサービス 操業差止め請求裁判報告

5月25日、7月13日は、クリーンサービス操業差止め訴訟第13,14回期日でした。5月から、女性裁判長に代わり、訴訟指揮も明確です。この2回の期日

では、裁判長らに現地に来てほしい、という原告側の検証申し立てについてのやりとりと、相変わらず、被害はない、と主張する被告側森川弁護士とのやり合いとなりました。裁判長らは、検証ではなくとも、事実上、進行協議期日として現地に行くことは必要と考えているとのことで、現地調査は実現しそうです。ただし、当日は、被告側も現地を片付けるなど、周到な準備をしてくることが予想されます。しかし、現地に来てもらい、産廃処理施設が隣地にあることがどんなにひどい被害を及ぼすかを実感してもらいたいと考えています。また、明白な騒音規制違反があるにも関わらず、被害がない、訴訟をながびかせて迷惑を受けている、などとする被告側の身勝手な主張に、あきれざるばかりですが、騒音の専門家などの見解を求めていくことも必要と考え、準備を進めています。

## クリーンサービス 操業実態報告

湯澤安治

これまでクリーンサービスの操業実態を観察して、次の5点がわかってきました。

- ①石膏ボードを、重機で踏んで破砕をしている。
- ②木材を重機で鋏んで破砕をしている。
- ③がれき屑をふるいにかけていた。

重機の先が篩のような構造になっている。④廃棄物の山の上に重機を載せて重機の移動を繰り返して、廃棄物の破砕をしている。⑤重機が1台動くだけで騒音規制基準を超えてしまう。また、粉じん飛散防止のため、散水する際のくみ上げポンプの機械音が騒音規制基準を超えるほどの唸り音を出している。以上、①～④に共通しているのは違法な破砕の実態です。クリーンサービスは保管積み替えの許可しか持っておらず、破砕等は行ってはならないからです。破砕作業によって、廃棄物中に含まれる有害物質が細かな粉じんとなって飛散します。また、騒音の増大につながり、周辺へ及ぼす影響は大変なものです。一刻も早く操業の差止めが実現してほしい、と思い、今後も被害の実態を調査し、告発していきたいと思っています。

## 産廃ツアー報告

会では、問題を少しでも多くの人に知ってもらおうと、所沢の産廃施設やゴミ山等を案内する「産廃ツアー」に取り組んでいます。6月は、18日に立教大学の法学部の学生さんを案内し、24日には東京経済大学の学生さんを案内、7月には、司法修習生の方々をご案内し、それぞれ見学の後、意見交換会をしました。

各ツアーでは、マイクロバスや車で廻り、途中、施設が集中しているところでは歩き、裁判をしているところでは、被害者の方の話を聞いてもらいました。私たち自身も、それぞれ、案内しながら、質問を受けたりしつつ、